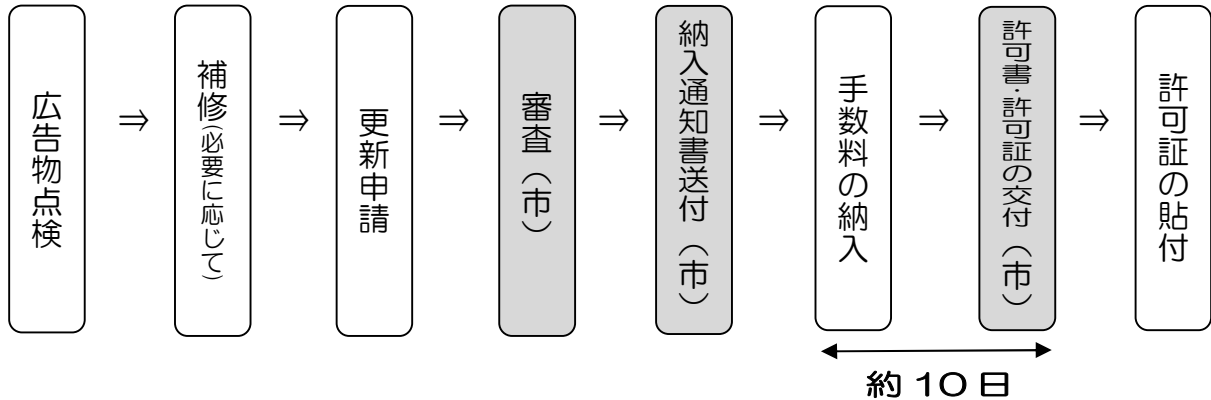


屋外広告物更新申請等について

次項を参考に指定期限（「お知らせ」に記載）までに、郵送又は持参してください。

1 更新手続きの流れ



※手数料の納入から、許可書・許可証の交付までに 10 日程度かかります。

2 更新許可申請に必要な書類

各様式は岡山市都市計画課のホームページからダウンロード可能です。

アドレス（ <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028929.html> ）

- 資格者点検を実施した場合・・・①, ③~⑥ } 各 1 部提出
- 自己点検を実施した場合・・・①, ②, ④ } 各 1 部提出
- ① 屋外広告物表示（掲出物件設置）更新許可申請書 《様式第3号》
（更新する広告物が複数ある場合は「別紙」を添付してください。）
- ② 屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書 《様式第2号》（広告物毎に作成）
- ③ 屋外広告物（掲出物件）資格者点検結果報告書 《様式第2号の2》（広告物毎に作成）
- ④ 『広告物及びその周囲の状況』が分かるカラー写真（撮影後3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 『広告物の点検実施の様子』が分かるカラー写真（撮影後3ヶ月以内のもの）
- ⑥ 点検を実施した者の資格を証する書類（写し）
- 申請者の住所、法人名、氏名などに変更がある場合
屋外広告物設置者（管理者）変更届 《様式第9号》・・・ 1 部提出
- 広告物の表示内容などに変更・改造がある場合
（変更内容によっては改めて表示許可申請が必要な場合があります。）
屋外広告物（掲出物件）変更（改造）許可申請書 《様式第4号》 } 各 2 部提出
変更事項に関する仕様書及び図面（形態図、配置図等）
- 広告物の全部（又は一部）を除却した場合
屋外広告物（掲出物件）除却完了届 《様式第10号》・・・ 1 部提出

3 更新許可申請書の記入方法

・同封の『屋外広告物の更新手続きについて（お知らせ）』を参照しながら、ご記入ください。

■申請者欄

- ・更新申請を行う者を記入してください。（押印不要）
- ・申請者の住所、法人名、氏名などに変更がある場合は、様式第9号（屋外広告物設置者（管理者）変更届）を提出してください。

■「3 更新の期間」欄

- ・資格者点検の場合・・・「3年」に○印
- ・自己点検の場合・・・「1年」に○印

■「4 更新許可を受けたい広告物」欄

- ・更新する広告物が複数ある場合は、「表示内容」欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付してください。（表示内容、広告物の種類、個数、地上から上端までの高さは、別紙に記入）
- ・「点検方法」は、どちらかに○印を付けてください。

■「5 屋外広告物管理者」欄

- ・『屋外広告物の更新手続きについて（お知らせ）』の6欄をご参照下さい
- ・管理者は、県内に住所を有する者でなければなりません。

4 点検結果報告書の作成方法（自己点検及び資格者点検共）

■申請前 3ヶ月以内に実施した点検結果を報告してください。

■更新する広告物が複数ある場合は、広告物ごとに報告書を作成してください。

■「2 点検結果」欄

- ・点検結果は、広告物の種類に応じて該当する点検項目のみを記入してください。

■点検の結果、異常があった場合

- ・「改善の概要」欄に、点検の際に行った処置又は今後の改善計画を記入してください。なお、直ちに修繕する必要性はないが経過観察を要する場合は、安全に問題ないことを明記してください。

- ・点検の結果、著しい汚染・剥離等、倒壊・落下のおそれがあるものは、「禁止広告物」となり、修繕等が完了するまで更新許可書が発行できません。

（特に鉄部の錆や腐食、ボルト等の緩み、表示面の破損や劣化に注意）

※広告物の落下事故は、公衆への危害のおそれがあるため日常的に点検が必要です。

※高所での点検作業は安全対策を念入りをお願いします。

【申請先・お問い合わせ先】

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1-1

岡山市役所 都市計画課 都市景観係(本庁舎 6階)

TEL:(086)803-1373 FAX:(086)803-1741